

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第14号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

- 兵庫県立学校授業料等徴収条例附則第7項に規定する入学考査料等を還付する必要がある事由を定める規則の一部を改正する規則（専門職大学準備課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●兵庫県立学校授業料等徴収条例附則第7項に規定する入学考査料等を還付する必要がある事由を定める規則の一部を改正する規則（規則第17号）

兵庫県公立大学法人において、経済的事情により学費の負担が著しく困難な者であると認められる場合に専門職大学の授業料を減免する制度が設けられることを踏まえ、その対象者について、県が徴収した専門職大学の入学料を還付することができるよう所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立学校授業料等徴収条例附則第7項に規定する入学考査料等を還付する必要がある事由を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第17号

兵庫県立学校授業料等徴収条例附則第7項に規定する入学考査料等を還付する必要がある事由を定める規則の一部を改正する規則

兵庫県立学校授業料等徴収条例附則第7項に規定する入学考査料等を還付する必要がある事由を定める規則（令和2年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2号中「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定による授業料等減免対象者の認定を受けた」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定による授業料等減免対象者の認定を受けた場合

イ 経済的事情により学費の負担が著しく困難な者として知事が認めた場合

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。